附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.091
守口市	2.484
武蔵野市	2.130
芦屋市	0.267
明石市	1.735

㈱　合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口が30万人以上の場合に限る。）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村の率は合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.049
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.021
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.136
大阪市	0.048
堺市	0.032
岡山市	0.018
熊本市	0.075

附則別表第四

令和元年度における「寒冷補正率（給与差）」に係る補正率（附則第十条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類		測定単位	補正率	
一教育費	1　小学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.008
			２級地	0.007
			３級地	0.007
			４級地	0.005
			無級地（上記以外の地域）	0.000

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.092
守口市	2.500
武蔵野市	2.276
芦屋市	0.261
明石市	0.599

㈱　合併前年度において事業所税の課税団体であった旧市町村の人口が30万人未満の場合（新市町村の人口が30万人以上の場合に限る。）又は合併前年度において事業所税の非課税団体であった旧市町村の人口が30万人以上の場合においては、当該旧市町村の率は合併前年度における旧市町村の人口により設定すること。

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.048
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.021
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.137
大阪市	0.048
堺市	0.032
岡山市	0.018
熊本市	0.076

附則別表第四

平成三十年度における「寒冷補正率（給与差）」に係る補正率（附則第十条関係）

⑴　都道府県分

経費の種類		測定単位	補正率	
一教育費	1　小学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）	
			１級地	0.008
			２級地	0.007
			３級地	0.006
			４級地	0.005
			無級地（上記以外の地域）	0.000